

2019年6月5日

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目16番12号

住石ホールディングス株式会社

代表取締役社長 長 崎 駒 樹

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差しかえの場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | | |
|------|---|--|-------|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日） | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区新橋一丁目18番1号 航空会館 2階会議室 (末尾ご案内略図をご参照下さい。) | |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第11期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

第1号議案は特別決議、その他の議案は普通決議です。

以上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第24条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sumiseki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、個人消費の持ち直しや、企業収益・雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

このような事業環境のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、主力である石炭事業が数量の増加及び石炭価格の上昇等もあり増収となりました。

また、投資有価証券の売却益9億3千7百万円を特別利益に計上したものの、訴訟関連損失3億円を特別損失に計上したこと、豪州の炭鉱会社からの受取配当金が前年度と比べて下回ったこと等により、売上高は197億3千3百万円（前期比37.0%増）となり、営業利益は1億6千4百万円（同25.0%増）、経常利益は21億2千9百万円（同18.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億9千4百万円（同20.8%増）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりです。

| 部 門 別     | 前連結会計年度<br>( 第 10 期 ) |           |           | 当連結会計年度<br>( 第 11 期 ) |           |           |
|-----------|-----------------------|-----------|-----------|-----------------------|-----------|-----------|
|           | 売 上 高                 | 構 成 比     | 前 期 比     | 売 上 高                 | 構 成 比     | 前 期 比     |
| 石 炭 事 業   | 13,412<br>百万円         | 93.1<br>% | 16.3<br>% | 18,767<br>百万円         | 95.1<br>% | 39.9<br>% |
| 新 素 材 事 業 | 309                   | 2.2       | △12.9     | 304                   | 1.5       | △1.6      |
| 採 石 事 業   | 680                   | 4.7       | 3.6       | 662                   | 3.4       | △2.6      |
| 合 計       | 14,402                | 100.0     | 14.8      | 19,733                | 100.0     | 37.0      |

石炭事業部門では、販売数量が増加したこと及び石炭価格が上昇したこと等により、当連結会計年度における売上高は187億6千7百万円（前期比39.9%増）となりました。

新素材事業部門では、自動車、スマートフォン関連市場で売上が増加した一方で、化合物半導体関連市場での売上が減少しました。結果、売上高は3億4百万円（前期比1.6%減）となりました。

採石事業部門では、西日本側で公共工事や災害復旧工事で需要が回復したものの、東北方面ではプロジェクト工事（原子力関連、高規格道路）が減少し、売上高は6億6千2百万円（前期比2.6%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は1億4千5百万円あります。

その主なものは、採石事業の生産設備の投資（1億3千2百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 2015年度<br>(第8期) | 2016年度<br>(第9期) | 2017年度<br>(第10期) | 当連結会計年度<br>(第11期) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|
| 売上高(百万円)                 | 17,983          | 12,548          | 14,402           | 19,733            |
| 経常利益(百万円)                | 754             | 507             | 2,626            | 2,129             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 1,029           | 323             | 2,147            | 2,594             |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 17.35           | 5.42            | 38.08            | 47.23             |
| 総資産(百万円)                 | 16,528          | 16,359          | 18,623           | 16,841            |
| 純資産(百万円)                 | 10,558          | 10,917          | 12,862           | 14,497            |
| 1株当たり純資産額(円)             | 138.24          | 146.87          | 183.93           | 218.60            |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金 | 当社の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------|-------|--------------|---------------|
|               | 百万円   | %            |               |
| 住石貿易株式会社      | 100   | 100.0        | 石炭事業          |
| 住石マテリアルズ株式会社  | 100   | 100.0        | 資産等の管理        |
| ダイヤモンドリアル株式会社 | 90    | 100.0        | 新素材事業         |
| 住石山陽採石株式会社    | 90    | 100.0        | 採石事業          |
| 泉山興業株式会社      | 90    | 100.0        | 採石事業          |

(注) 1. 当連結会計年度において、重要な子会社の状況に変動はありません。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 住石マテリアルズ株式会社     |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都港区新橋六丁目16番12号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 2,782百万円         |
| 当社の総資産額                         | 8,037百万円         |

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、通商問題の動向等、依然として先行き不透明な状況が見込まれます。

このような状況下、当社グループの各事業について、収益力向上に向けた取り組みは次のとおりです。

石炭事業部門については、顧客企業宛の石炭輸送の中継地の能力アップを図っていく他、豪州のワンボ炭鉱を始めとする仕入先との連携を強化し、顧客ニーズに対応できる販売体制を構築します。

新素材事業部門については、IT関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するため、人工ダイヤモンドの製造ラインの強化と効率化を進めます。

採石事業部門については、今後のプロジェクト工事を含む公共事業からの需要に 대응べく、生産現場の効率化を推進します。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

- 石炭事業 : 石炭の仕入及び販売  
新素材事業 : 工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売  
採石事業 : 砕石の採取、加工及び販売

(6) 主要な営業所及び事業所 (2019年3月31日現在)

- ① 当社  
本店 東京都港区
- ② 子会社  
住石貿易株式会社  
本店 東京都港区  
住石マテリアルズ株式会社  
本店 東京都港区  
ダイヤモンドマテリアル株式会社  
本店 北海道赤平市  
住石山陽採石株式会社  
本店 兵庫県神崎郡神河町  
泉山興業株式会社  
本店 青森県上北郡六ヶ所村

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門等の名称 | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|--------|-------------|
| 石炭事業     | 10(1)名 | 2名増(-)      |
| 新素材事業    | 10(5)名 | - (-)       |
| 採石事業     | 24(-)名 | 3名増(-)      |
| 全社(共通)   | 12(-)名 | 1名減(-)      |
| 合計       | 56(6)名 | 4名増(-)      |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|---------------|-------|--------|
| 12(-)名 | 1名減(-)        | 51.5歳 | 21.1年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額        |
|------------|------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 329<br>百万円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟関係)

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、北海道の各炭鉱の元炭鉱従業員等から、じん肺罹患による損害賠償請求訴訟を提起され、札幌地方裁判所において係属中でありましたが、2018年9月20日、原告団との間で和解が成立し、住石マテリアルズは、原告128名(患者単位)に対し総額10億円の和解金を支払いました。



## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

|            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 143,172,000株 |
| (内訳) 普通株式  | 136,032,000株 |
| 第二種優先株式    | 7,140,000株   |
| ② 発行済株式の総数 | 66,032,853株  |
| (内訳) 普通株式  | 58,892,853株  |
| 第二種優先株式    | 7,140,000株   |
| ③ 株主数      |              |
| 普通株式       | 18,609名      |
| 第二種優先株式    | 1名           |

### ④ 大株主の状況 (上位10名)

#### イ. 普通株式

| 株主名                         | 持株数   | 持株比率 |
|-----------------------------|-------|------|
|                             | 千株    | %    |
| 株式会社麻生                      | 2,688 | 4.95 |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社(信託口) | 2,260 | 4.16 |
| 株式会社三井住友銀行                  | 1,323 | 2.44 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)  | 1,137 | 2.09 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)             | 1,121 | 2.06 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)   | 1,031 | 1.90 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)  | 894   | 1.65 |
| 三井住友カード株式会社                 | 855   | 1.57 |
| 株式会社日本総合研究所                 | 835   | 1.54 |
| 株式会社セディナ                    | 823   | 1.51 |

(注) 1. 当社は、自己株式を4,533千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

ロ. 第二種優先株式

| 株主名                 | 持株数         | 持株比率        |
|---------------------|-------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 7,140<br>千株 | 100.00<br>% |

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称                          | 第1回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                   | 第2回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                   | 第3回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                   |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                       | 2014年6月27日                                                                                                          | 2015年6月26日                                                                                                          | 2016年6月29日                                                                                                          |
| 発行日                         | 2014年7月31日                                                                                                          | 2015年7月31日                                                                                                          | 2016年7月29日                                                                                                          |
| 新株予約権の数                     | 1,980個                                                                                                              | 371個                                                                                                                | 1,759個                                                                                                              |
| 保有人数                        |                                                                                                                     |                                                                                                                     |                                                                                                                     |
| 当社取締役（社外<br>取締役を除く）         | 2名                                                                                                                  | 2名                                                                                                                  | 2名                                                                                                                  |
| 当社社外取締役                     | 2名                                                                                                                  | 2名                                                                                                                  | 2名                                                                                                                  |
| 当社監査役                       | 2名                                                                                                                  | 3名                                                                                                                  | 3名                                                                                                                  |
| 新株予約権の目的で<br>ある株式の種類及び<br>数 | 当社普通株式<br>198,000株                                                                                                  | 当社普通株式<br>37,100株                                                                                                   | 当社普通株式<br>175,900株                                                                                                  |
| 新株予約権の発行<br>価格              | 1株当たり126円                                                                                                           | 1株当たり94円                                                                                                            | 1株当たり57円                                                                                                            |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価格  | 1株当たり1円                                                                                                             | 1株当たり1円                                                                                                             | 1株当たり1円                                                                                                             |
| 新株予約権の行使<br>期間              | 2014年8月1日～<br>2044年7月31日                                                                                            | 2015年8月1日～<br>2045年7月31日                                                                                            | 2016年8月1日～<br>2046年7月31日                                                                                            |
| 新株予約権の主な<br>行使条件            | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>役、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>役、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>役、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 |

| 名称                          | 第4回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                  | 第5回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                  |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                       | 2017年6月29日                                                                                                         | 2018年6月28日                                                                                                         |
| 発行日                         | 2017年7月31日                                                                                                         | 2018年7月31日                                                                                                         |
| 新株予約権の数                     | 1,706個                                                                                                             | 1,412個                                                                                                             |
| 保有人数                        |                                                                                                                    |                                                                                                                    |
| 当社取締役（社外<br>取締役を除く）         | 2名                                                                                                                 | 3名                                                                                                                 |
| 当社社外取締役                     | 2名                                                                                                                 | 2名                                                                                                                 |
| 当社監査役                       | 3名                                                                                                                 | 3名                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的で<br>ある株式の種類及び<br>数 | 当社普通株式<br>170,600株                                                                                                 | 当社普通株式<br>141,200株                                                                                                 |
| 新株予約権の発行<br>価格              | 1株当たり75円                                                                                                           | 1株当たり108円                                                                                                          |
| 新株予約権の行使に際し<br>て出資される財産の価格  | 1株当たり1円                                                                                                            | 1株当たり1円                                                                                                            |
| 新株予約権の行使<br>期間              | 2017年8月1日～<br>2047年7月31日                                                                                           | 2018年8月1日～<br>2048年7月31日                                                                                           |
| 新株予約権の主な<br>行使条件            | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

|                        |                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                     | 第5回株式報酬型新株予約権                                                                      |
| 決議年月日                  | 2018年6月28日                                                                         |
| 発行日                    | 2018年7月31日                                                                         |
| 新株予約権の数                | 817個                                                                               |
| 交付された者の人数              | 当社の執行役員 7名                                                                         |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 81,700株                                                                     |
| 新株予約権の発行価格             | 1株当たり108円                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 1株当たり1円                                                                            |
| 新株予約権の行使期間             | 2018年8月1日～2048年7月31日                                                               |
| 新株予約権の主な行使条件           | 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 |

③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|-----------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 長 崎 駒 樹 | 住石貿易株式会社<br>代表取締役会長<br>住石マテリアルズ株式会社<br>代表取締役執行役員社長 |
| 取締役専務執行役員 | 谷 口 信 一 | PM部長、総務部、監査室担当<br>住石貿易株式会社<br>代表取締役執行役員社長          |
| 取締役執行役員   | 福 山 弘 記 | 総務部長                                               |
| 取締役       | 佐久間 博   | 株式会社アクロディア社外取締役                                    |
| 取締役       | 鎮 西 俊 一 | 弁護士                                                |
| 常勤監査役     | 茶 谷 瑛 一 |                                                    |
| 常勤監査役     | 成 田 充   |                                                    |
| 監査役       | 柿 本 省 三 | 公認会計士                                              |

- (注) 1. 取締役佐久間博氏及び鎮西俊一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役茶谷瑛一氏及び柿本省三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役柿本省三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役佐久間博氏及び鎮西俊一氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|---------------------|
| 高木 賀光 | 2018年6月28日 | 任期満了 | 取締役                 |

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 員数        | 報酬等の額             |
|------------------|-----------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2) | 百万円<br>69<br>(16) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 18<br>(12)        |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 9<br>(4)  | 87<br>(28)        |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
3. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2018年6月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでいるためであります。
4. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は1千5百万円であり、支給員数は3名であります。
5. 上記の報酬等には、ストックオプションによる報酬額7百万円(取締役6名に対し6百万円(うち社外取締役2名に対し1百万円)、監査役3名に対し1百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円))が含まれております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役佐久間博氏は、株式会社アクロディアの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 主な活動状況                                                                  |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 佐久間 博   | 当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。             |
| 取締役 | 鎮 西 俊 一 | 当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知識、経験に基づき、適宜発言を行っております。                  |
| 監査役 | 茶 谷 瑛 一 | 当期開催の取締役会15回及び監査役会13回のすべてに出席し、会社経営に関する高度な見識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。     |
| 監査役 | 柿 本 省 三 | 当期開催の取締役会15回及び監査役会13回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験に基づき、適宜発言を行っております。 |

##### ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 R S M清和監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました三優監査法人は、2018年6月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

|                                     | R S M清和<br>監査法人 | 三優監査法人 |
|-------------------------------------|-----------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 23百万円           | －百万円   |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円           | －百万円   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
  - (2) 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
  - (2) 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
  - (3) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
  - (2) 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。

- ⑤ 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
  - (2) 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
  - (2) 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 必要に応じて監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査役会の同意を得るものとする。監査役の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
  - (2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査役に報告する。また、監査役の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
  - (3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
  - (4) 監査役が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (5) 取締役は、会計監査人及び監査室が監査役に報告をするための体制その他監査役監査の実効性を確保する体制を整備する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当期においては取締役会は15回開催され、取締役会規則及び職務権限規程に基づき経営に関する重要事項（予算、資本政策、重要人事など）について議論及び決議を行いました。社外取締役は取締役会において豊富な経営経験と専門的な知識から意見を述べ、取締役の職務の適正性及び効率性を高めております。
- ② 財務報告の信頼性確保のために、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制（全社的な内部統制の評価、決算財務プロセス、業務プロセス統制及びIT全般統制）の自己評価及び監査室評価を行い、取締役会に報告いたしました。
- ③ 当期においては監査役会は13回開催され、監査方針・監査計画を協議決定し、監査役は、取締役会等の重要な社内会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにしたほか、当社グループの取締役及び使用人等は、監査役の指示・要請に従い、必要な資料の提供、面談等に応じ、監査の実効性確保に努めました。また、監査室は監査役会と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を行いました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるため内部留保の充実などを勘案して配当額を決定する方針を採っております。

また、自己株式の取得については、長期的にも環境が変動する中で、経営の健全性を維持するために、自己資本比率及び自己資本利益率(ROE)を重視しつつ、機動的に実施する方針です。

(本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。)



## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| (資 産 の 部)          | 百万円           | (負 債 の 部)              | 百万円           |
| <b>I. 流 動 資 産</b>  | <b>7,498</b>  | <b>I. 流 動 負 債</b>      | <b>1,536</b>  |
| 現金及び預金             | 2,124         | 支払手形及び買掛金              | 837           |
| 受取手形及び売掛金          | 1,978         | 短期借入金                  | 469           |
| 商品及び製品             | 2,507         | リース債務                  | 52            |
| 仕 掛 品              | 93            | 未 払 金                  | 8             |
| 原材料及び貯蔵品           | 17            | 未払法人税等                 | 15            |
| 前 渡 金              | 16            | 未 払 費 用                | 75            |
| そ の 他              | 760           | 賞与引当金                  | 33            |
| <b>II. 固 定 資 産</b> | <b>9,343</b>  | 役員賞与引当金                | 20            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>6,749</b>  | 債務保証損失引当金              | 2             |
| 建物及び構築物            | 662           | そ の 他                  | 20            |
| 機械装置及び運搬具          | 147           | <b>II. 固 定 負 債</b>     | <b>807</b>    |
| 土 地                | 5,756         | リース債務                  | 137           |
| リース資産              | 176           | 繰延税金負債                 | 94            |
| そ の 他              | 5             | 再評価に係る繰延税金負債           | 285           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>21</b>     | 退職給付に係る負債              | 151           |
| そ の 他              | 21            | 長期預り金                  | 91            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,572</b>  | 資産除去債務                 | 24            |
| 投資有価証券             | 2,434         | そ の 他                  | 22            |
| 繰延税金資産             | 14            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,344</b>  |
| そ の 他              | 537           | (純資産の部)                |               |
| 貸倒引当金              | △413          | <b>I. 株 主 資 本</b>      | <b>14,430</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>16,841</b> | 資 本 金                  | 2,501         |
|                    |               | 資 本 剰 余 金              | 966           |
|                    |               | 利 益 剰 余 金              | 11,538        |
|                    |               | 自 己 株 式                | △576          |
|                    |               | <b>II. その他の包括利益累計額</b> | <b>△34</b>    |
|                    |               | その他有価証券評価差額金           | 261           |
|                    |               | 土地再評価差額金               | △296          |
|                    |               | <b>III. 新株予約権</b>      | <b>101</b>    |
|                    |               | 純資産合計                  | 14,497        |
|                    |               | <b>負債純資産合計</b>         | <b>16,841</b> |

# 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

| 科 目             | 金 額   | 金 額    |
|-----------------|-------|--------|
|                 | 百万円   | 百万円    |
| I 売上高           |       | 19,733 |
| II 売上原価         |       | 18,223 |
| III 売上総利益       |       | 1,509  |
| III 販売費及び一般管理費  |       | 1,344  |
| IV 営業利益         |       | 164    |
| IV 営業外収益        |       |        |
| 受取利息            | 2     |        |
| 受取配当金           | 2,007 |        |
| 固定資産賃貸料         | 57    |        |
| その他             | 12    | 2,079  |
| V 営業外費用         |       |        |
| 支払利息            | 41    |        |
| 持分法による投資損失      | 1     |        |
| 租税公課            | 16    |        |
| 訴訟関連費用          | 8     |        |
| その他             | 46    | 114    |
| VI 経常利益         |       | 2,129  |
| VI 特別利益         |       |        |
| 固定資産売却益         | 6     |        |
| 投資有価証券売却益       | 937   |        |
| その他             | 0     | 943    |
| VII 特別損失        |       |        |
| 固定資産除売却損        | 11    |        |
| 投資有価証券売却損       | 0     |        |
| 環境対策費           | 84    |        |
| 訴訟関連損失          | 300   |        |
| その他             | 5     | 402    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 2,670  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 82    |        |
| 法人税等調整額         | △6    | 76     |
| 当期純利益           |       | 2,594  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 2,594  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本             |                |                       |              |              |
|----------------------------------|---------------------|----------------|-----------------------|--------------|--------------|
|                                  | 資 本 金               | 資本剰余金          | 利益剰余金                 | 自己株式         | 株主資本<br>合 計  |
| 当連結会計年度期首残高                      | 2,501               | 967            | 9,123                 | △332         | 12,259       |
| 当連結会計年度変動額                       |                     |                |                       |              |              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |                     |                | 2,594                 |              | 2,594        |
| 剰余金の配当                           |                     |                | △181                  |              | △181         |
| 自己株式の取得                          |                     |                |                       | △246         | △246         |
| 自己株式の処分                          |                     | △1             |                       | 3            | 1            |
| 土地再評価差額金の取崩                      |                     |                | 3                     |              | 3            |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) |                     |                |                       |              |              |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | -                   | △1             | 2,415                 | △243         | 2,170        |
| 当連結会計年度末残高                       | 2,501               | 966            | 11,538                | △576         | 14,430       |
|                                  | その他の包括利益累計額         |                |                       | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|                                  | その他有価<br>証券評価差<br>額 | 土地再評価<br>差 額 金 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |              |              |
| 当連結会計年度期首残高                      | 816                 | △293           | 523                   | 79           | 12,862       |
| 当連結会計年度変動額                       |                     |                |                       |              |              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |                     |                |                       |              | 2,594        |
| 剰余金の配当                           |                     |                |                       |              | △181         |
| 自己株式の取得                          |                     |                |                       |              | △246         |
| 自己株式の処分                          |                     |                |                       |              | 1            |
| 土地再評価差額金の取崩                      |                     |                |                       |              | 3            |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) | △554                | △3             | △557                  | 22           | △535         |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | △554                | △3             | △557                  | 22           | 1,635        |
| 当連結会計年度末残高                       | 261                 | △296           | △34                   | 101          | 14,497       |

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

| 科 目                | 金 額          | 科 目                | 金 額          |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| (資 産 の 部)          | 百万円          | (負 債 の 部)          | 百万円          |
| <b>I. 流 動 資 産</b>  | <b>3,228</b> | <b>I. 流 動 負 債</b>  | <b>451</b>   |
| 現金及び預金             | 247          | 関係会社短期借入金          | 300          |
| 前払費用               | 7            | 未払金                | 89           |
| 関係会社短期貸付金          | 2,031        | 未払費用               | 9            |
| 未収入金               | 942          | 未払消費税等             | 4            |
|                    |              | 未払法人税等             | 1            |
| <b>II. 固 定 資 産</b> | <b>4,809</b> | 預り金                | 5            |
| 有形固定資産             | 2            | 前受収益               | 3            |
| 建物                 | 0            | 賞与引当金              | 17           |
| 工具器具備品             | 1            | 役員賞与引当金            | 20           |
| 無形固定資産             | 7            | <b>II. 固 定 負 債</b> | <b>13</b>    |
| ソフトウェア             | 7            | 退職給付引当金            | 13           |
| 投資その他の資産           | 4,799        | <b>負債合計</b>        | <b>464</b>   |
| 関係会社株式             | 3,169        | (純資産の部)            |              |
| 関係会社長期貸付金          | 921          | <b>I. 株 主 資 本</b>  | <b>7,471</b> |
| 関係会社長期未収入金         | 655          | 資本金                | 2,501        |
| 長期前払費用             | 3            | 資本剰余金              | 1,255        |
| 繰延税金資産             | 3            | 資本準備金              | 301          |
| その他                | 47           | その他資本剰余金           | 954          |
| <b>資産合計</b>        | <b>8,037</b> | <b>利益剰余金</b>       | <b>4,277</b> |
|                    |              | 利益準備金              | 58           |
|                    |              | その他利益剰余金           | 4,218        |
|                    |              | 繰越利益剰余金            | 4,218        |
|                    |              | <b>自己株式</b>        | <b>△562</b>  |
|                    |              | <b>II. 新株予約権</b>   | <b>101</b>   |
|                    |              | <b>純資産合計</b>       | <b>7,573</b> |
|                    |              | <b>負債純資産合計</b>     | <b>8,037</b> |



# 損 益 計 算 書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

| 科 目                   | 金 額   | 金 額   |
|-----------------------|-------|-------|
| I 売 上 高               | 百万円   | 百万円   |
| 売 上 総 利 益             |       | 200   |
| II 販売費及び一般管理費         |       | 200   |
| 営 業 損 失               |       | 430   |
| III 営 業 外 収 益         |       |       |
| 受 取 利 息               | 52    |       |
| 受 取 配 当 金             | 2,800 |       |
| そ の 他                 | 1     | 2,854 |
| IV 営 業 外 費 用          |       |       |
| 支 払 利 息               | 41    |       |
| そ の 他                 | 7     | 49    |
| 経 常 利 益               |       | 2,574 |
| V 特 別 損 失             |       |       |
| ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損     | 1     | 1     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 2,572 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △17   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △1    | △19   |
| 当 期 純 利 益             |       | 2,592 |

## 株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |                |                    |                  |           |                          |                  |
|-------------------------|---------|----------------|--------------------|------------------|-----------|--------------------------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                          |                  |
|                         |         | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 剰 余 金<br>繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,501   | 301            | 956                | 1,257            | 40        | 1,826                    | 1,866            |
| 当 期 変 動 額               |         |                |                    |                  |           |                          |                  |
| 当 期 純 利 益               |         |                |                    |                  |           | 2,592                    | 2,592            |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |                |                    |                  |           | △181                     | △181             |
| 利 益 準 備 金 の 積 立         |         |                |                    |                  | 18        | △18                      | -                |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |                |                    |                  |           |                          |                  |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |                | △1                 | △1               |           |                          |                  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |                |                    |                  |           |                          |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -              | △1                 | △1               | 18        | 2,392                    | 2,410            |
| 当 期 末 残 高               | 2,501   | 301            | 954                | 1,255            | 58        | 4,218                    | 4,277            |

|                         | 株 主 資 本    |                | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|------------|----------------|--------------|--------------|
|                         | 自 己 株<br>式 | 株 主 資 本<br>合 計 |              |              |
| 当 期 首 残 高               | △319       | 5,305          | 79           | 5,384        |
| 当 期 変 動 額               |            |                |              |              |
| 当 期 純 利 益               |            | 2,592          |              | 2,592        |
| 剰 余 金 の 配 当             |            | △181           |              | △181         |
| 利 益 準 備 金 の 積 立         |            | -              |              | -            |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △246       | △246           |              | △246         |
| 自 己 株 式 の 処 分           | 3          | 1              |              | 1            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |                | 22           | 22           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △243       | 2,166          | 22           | 2,188        |
| 当 期 末 残 高               | △562       | 7,471          | 101          | 7,573        |

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### R S M清和監査法人

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 筧 悦 生 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年 5月10日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### R S M清和監査法人

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 笥 悦 生 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びR S M清和監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

住石ホールディングス株式会社 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役(社外監査役) | 茶 | 谷 | 瑛 | 一 | Ⓞ |
| 常勤監査役        | 成 | 田 |   | 充 | Ⓞ |
| 社外監査役        | 柿 | 本 | 省 | 三 | Ⓞ |

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

当社におきましては、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定を削除するとともに、経営の効率化ないし機動的な意思決定を可能とすることを目的として取締役への権限委任に関する規定を新設し、その他所要の変更をするために、定款の一部を変更することを提案するものであります。

また、本議案は、本総会終結の時をもって、変更の効力が生じるものといたします。

#### 2 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第3条 (条文省略)<br><br>(機 関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br><u>(2) 監査役</u><br><u>(3) 監査役会</u><br><u>(4) 会計監査人</u> | 第1条～第3条 (現行どおり)<br><br>(機 関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br><u>(2) 監査等委員会</u><br>(削除)<br><u>(3) 会計監査人</u> |
| 第5条～第26条 (条文及び別紙省略)                                                                                                               | 第5条～第26条 (現行どおり)                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第27条 当会社に取り締役10名以内を置き、株主総会で選任する。</p> <p>2 前項による取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任の決議については、累積投票の方法によらないものとする。</p> | <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第27条 当会社に取り締役14名以内を置き、株主総会で選任する。<u>この取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>2 前項による取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。<u>但し、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3 取締役の選任の決議については、累積投票の方法によらないものとする。</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第28条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>                                                                                                           | <p>(取締役の任期)</p> <p>第28条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条～第30条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第32条～第33条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第29条～第30条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第31条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第32条～第33条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第35条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>（監査役の員数及び選任）</u></p> <p>第36条 当会社に監査役4名以内を置き、<br/>株主総会で選任する。</p> <p>2 前項による監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第35条（現行どおり）</p> <p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第37条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第38条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第39条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数によって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                            |
| <p>第42条～第45条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                      | <p>第40条～第43条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> <u>当社は、第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式数              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">なが きき こま き<br/>長 崎 駒 樹<br/>(1947年10月10日生)</p> | <p>1970年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1998年10月 住友石炭鉱業株式会社（現住石マテリアルズ株式会社）入社、本社支配人</p> <p>2001年6月 同社取締役、常務執行役員</p> <p>2008年10月 当社代表取締役、執行役員副社長</p> <p>2008年12月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2009年10月 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長（現任）</p> <p>2010年10月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長</p> <p>2018年6月 住石貿易株式会社代表取締役会長（現任）</p> <p>重要な兼職の状況<br/>住石貿易株式会社<br/>代表取締役会長<br/>住石マテリアルズ株式会社<br/>代表取締役執行役員社長</p> | <p>普通株式<br/>1,000株</p> |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式数  |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | たに ぐち しん いち<br>谷 口 信 一<br>(1957年2月10日生) | 1979年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社<br>2002年6月 同社取締役、執行役員経営企画推進部長<br>2008年10月 当社取締役、執行役員総務部長、経営企画部長<br>2010年11月 当社取締役、専務執行役員<br>2018年6月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長(現任)<br>2018年7月 当社取締役、専務執行役員PM部長、総務部、監査室担当(現任)<br>重要な兼職の状況<br>住石貿易株式会社<br>代表取締役執行役員社長 | 普通株式<br>2,100株 |
| 3         | ふく やま ひろ き<br>福 山 弘 記<br>(1958年12月18日生) | 1990年2月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社<br>2009年10月 当社総務部長兼住石マテリアルズ株式会社執行役員総務部長<br>2011年4月 当社執行役員法務部長<br>2015年4月 当社執行役員総務部長<br>2018年6月 当社取締役執行役員総務部長(現任)                                                                                             | 0株             |
| 4         | さ く ま ひろし<br>佐久間 博<br>(1945年4月29日生)     | 1968年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行<br>1991年10月 同行青山支店長<br>1994年6月 同行取締役銀座支店長<br>1998年6月 同行常任監査役<br>2009年6月 当社社外取締役(現任)<br>2017年9月 株式会社アクロディア社外取締役(現任)                                                                                               | 0株             |



- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐久間博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について  
佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 佐久間博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
5. 佐久間博氏は、2010年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の非業務執行取締役を、また、2015年1月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
6. 佐久間博氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式数  |
|-------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ちん ぜい とし かず<br>鎮 西 俊 一<br>(1946年11月14日生) | 1983年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所<br>1997年9月 仙谷・石田法律事務所入所<br>2006年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役<br>2009年6月 当社社外監査役<br>2011年6月 当社社外取締役(現任)<br>2011年7月 鎮西法律事務所開設(現任)                    | 0株             |
| 2     | ちや たに えい いら<br>茶 谷 瑛 一<br>(1946年10月13日生) | 1971年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行<br>1989年7月 同行曙橋支店長<br>1996年1月 同行本店営業本部本店営業第一部長<br>2008年6月 トータルハウジング株式会社代表取締役社長<br>2009年6月 総合地所株式会社社取締役相談役<br>2011年6月 当社社外監査役(現任)    | 0株             |
| 3     | なり た みつる<br>成 田 充<br>(1949年1月10日生)       | 1967年4月 日本商事株式会社(合併により現住石マテリアルズ株式会社)入社<br>2005年7月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)建機材事業部長<br>2006年7月 同社執行役員建機材事業部長<br>2012年12月 住石マテリアルズ株式会社執行役員採石事業部長<br>2015年6月 当社監査役(現任) | 普通株式<br>1,200株 |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4     | かきもとしょうぞう<br>柿本省三<br>(1946年10月24日生) | 1970年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>1978年9月 公認会計士登録<br>1979年1月 税理士登録<br>1988年10月 住友ビジネスコンサルティング株式会社東京コンサルティング第3部長<br>1995年4月 株式会社日本総合研究所研究事業本部主席コンサルタント<br>2001年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 監査第二部公認会計士<br>2002年7月 公認会計士・税理士個人事務所開業(現任)<br>2008年10月 当社社外監査役(現任) | 0株        |

- (注) 1. 当社は、鎮西俊一氏に対し、法律顧問として顧問料を支払っておりますが金額は多額ではない基本的金額であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏との法律顧問契約は、2019年6月末をもって終了する予定です。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鎮西俊一氏、茶谷瑛一氏及び柿本省三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由
- (1) 鎮西俊一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対して、その豊富な専門知識、経験等を反映していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 茶谷瑛一氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、社外取締役に適任であると考え、選任をお願いするものであります。
- (3) 柿本省三氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

4. 鎮西俊一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。同氏は、2009年6月から2011年6月まで子会社住石マテリアルズ株式会社の社外監査役でありました。また、2015年1月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
5. 茶谷瑛一氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。また同氏は、2011年6月から子会社住石貿易株式会社及び子会社住石マテリアルズ株式会社の監査役を兼任しております。
6. 柿本省三氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年8ヶ月となります。また、同氏は、2008年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の監査役を兼任しております。
7. 鎮西俊一氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
8. 茶谷瑛一氏及び柿本省三氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2009年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額180百万円以内と決議され今日に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、賞与を含めて年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第4号議案のとおり、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、賞与を含めて年額50百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

2014年6月27日開催の第6期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に対して、報酬限度額の範囲内でストックオプションとしての新株予約権を割り当てることを決議され今日に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行後におきましても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを継続したく、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、第4号議案により承認可決されました報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役に対して、第5号議案により承認可決されました報酬限度額の範囲内で、各ストックオプションとしての新株予約権を割り当てたく存じます。

なお、新株予約権の払込金額は、従前と同様に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しています。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となり、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、下記のとおりといたしたいと存じます。

### 記

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当た

りの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。  
ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式の分割または株式の併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認められる調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限は、3,000個とし、当社の監査等委員である取締役に対して各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限は、1,200個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、取締役会が定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、監査役、執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

航空会館 2階会議室

東京都港区新橋一丁目18番1号



会場最寄駅

J R : 新橋駅

日比谷口 徒歩 6分

地下鉄 : 都営三田線内幸町駅

A2出口 // 1分

東京メトロ銀座線新橋駅

⑦出口 // 5分

都営浅草線新橋駅

⑦出口 // 5分